

あきる野市優良工事表彰要領

(目的)

第1 この要領は、あきる野市が発注した工事のうち、特に優良な成績で施工した工事の施工業者及び工事技術者を表彰することにより、施工者の施工意欲を高め、施工技術の向上及び公共工事の品質確保を図るため、優良工事表彰（以下「表彰」という。）の実施に關し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の区分及び対象者)

第2 表彰は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者を対象とする。

(1) 優良工事請負業者表彰 工事を優秀な成績で施工した請負業者のうち、あきる野市に本店を置くもの

(2) 優良工事技術者表彰 前号の規定により選定された請負業者の現場代理人、主任技術者又は監理技術者（以下これらを「技術者」という。）。ただし、あきる野市競争入札等審査委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(表彰の審査対象工事)

第3 表彰の審査対象となる工事は、あきる野市が発注した工事のうち、表彰年度の前年度に完成した工事で請負金額が500万円以上のものとする。

(表彰の審査)

第4 表彰の対象となる請負業者及び技術者は、あきる野市競争入札等審査委員会が審査及び選定を行い、市長に報告するものとする。

(表彰の審査基準)

第5 表彰年度の前年度に完成した工事で、あきる野市請負工事等成績評定要領に基づき施工された工事成績評定点がおおむね80点以上となる工事を施工した請負業者又は技術者に対して表彰を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、表彰の対象となる請負業者又は技術者が、表彰年度の前年度当初から表彰する前日までの間において、次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を行わない。

(1) あきる野市請負工事等成績評定要領に基づき施工された工事の工事成績評定点が70点未満となる工事があったとき。

(2) あきる野市競争入札参加資格者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受け、又は受けるおそれがあるとき。

(表彰の方法)

第6 表彰は市長が行い、表彰状を授与する。

2 表彰は、毎年1回行う。

(庶務)

第7 表彰に関する庶務は、総務部契約検査課において処理する。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年9月1日から施行し、平成25年度優良工事表彰から適用する。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行し、平成30年度優良工事表彰から適用する。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行し、令和3年度優良工事表彰から適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度優良工事表彰から適用する。